

諮問番号：令和4年度諮問第3号

答申番号：令和4年度答申第4号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、法人の市民税（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）第5条第2項第1号及び広島市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年広島市条例第37号）第3条の規定による改正前の広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）（以下「条例」という。）第3条第1項第1号）（以下「法人市民税」という。）の申告に係る法人税額（法第292条第1項第4号）及び法人税割額（法人税割（同項第3号）の額をいう。以下同じ。）の各更正処分（平成27年5月1日から平成28年4月30日までの事業年度（以下「平成28年4月期」という。）に係るもの（以下「本件処分1」という。）、同年5月1日から平成29年4月30日までの事業年度（以下「平成29年4月期」という。）に係るもの（以下「本件処分2」という。）、同年5月1日から平成30年4月30日までの事業年度（以下「平成30年4月期」という。）に係るもの（以下「本件処分3」という。）、同年5月1日から平成31年4月30日までの事業年度（以下「平成31年4月期」という。）に係るもの（以下「本件処分4」という。）及び令和元年5月1日から令和2年4月30日までの事業年度（以下「令和2年4月期」という。）に係るもの（以下「本件処分5」という。）。以下「本件各処分」と総称する。）（以下平成28年4月期、平成29年4月期、平成30年4月期、平成31年4月期及び令和2年4月期を「本件各事業年度」と総称する。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件各処分は、○税務署長が審査請求人に対して行った本件各事業年度に係る各法人税について法人税額等の更正（以下「法人税の各更正処分」という。）における法人税額を基準として計算されたものである。

しかしながら、審査請求人は、法人税の各更正処分の一部には理由がないから取り消されるべきであるとして、令和3年9月24日付けで○国税不服審判所長に対し審査請求書を提出している。

よって、一部を取り消されるべき法人税の各更正処分における法人税額を基準として計算された法人市民税の額に更正する本件各処分のうち、次の1から5までの税額

に係る部分については取り消されるべきである。

1 本件処分1

令和3年10月29日付け「法人市民税更正（決定）通知書」（本件処分1に係るもの。）に記載された納付すべき額〇円のうち〇円を超える部分に対応する税額

2 本件処分2

令和3年10月29日付け「法人市民税更正（決定）通知書」（本件処分2に係るもの。）に記載された納付すべき額〇円のうち〇円を超える部分に対応する税額

3 本件処分3

令和3年10月29日付け「法人市民税更正（決定）通知書」（本件処分3に係るもの。）に記載された納付すべき額〇円のうち〇円を超える部分に対応する税額

4 本件処分4

令和3年10月29日付け「法人市民税更正（決定）通知書」（本件処分4に係るもの。）に記載された納付すべき額〇円のうち〇円を超える部分に対応する税額

5 本件処分5

令和3年10月29日付け「法人市民税更正（決定）通知書」（本件処分5に係るもの。）に記載された納付すべき額〇円のうち〇円を超える部分に対応する税額

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法等の規定について

ア 法第294条第1項第3号及び条例第23条第1項第3号は、法人市民税は、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人に対して、均等割額（均等割（法第292条第1項第1号）の額をいう。以下同じ。）及び法人税割額の合算額によって課する旨規定している。

イ 法第292条第1項第3号イは、法の施行地に本店又は主たる事務所等を有する法人に係る法人税割の課税標準は、法人税額（又は個別帰属法人税額（同項第4号の2））とする旨規定している。

ウ 法第321条の8第1項及び条例第48条第1項は、法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式により、当該申告書に係る法人税額、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を当該法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所等所在地の市長に提出し、その申告した法人市民税の額

を納付しなければならない旨規定している。

エ 法第321条の11第1項は、市長は、法第321条の8の規定による申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額又は当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額が、その調査によって法人税に関する法律の規定により更正された法人税額（以下「確定法人税額」という。）又は確定法人税額を課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したときは、これを更正するものとする旨規定している。

(2) 本件各処分による本件各申告に係る各法人税額及び各法人税割額の更正について本件各処分は、処分庁において、審査請求人が法第321条の8第1項及び条例第48条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、平成28年4月期に係るものは同年6月30日に、平成29年4月期に係るものは同年6月30日に、平成30年4月期に係るものは同年6月29日に、平成31年4月期に係るものは令和元年6月28日に、令和2年4月期に係るものは同年8月25日に提出した法人市民税の各申告書（以下「本件各申告」と総称する。）に係る各法人税額及び当該各法人税額を課税標準として算定した各法人税割額が、○県税事務所長から受領した令和3年9月16日付け「市町村民税法人税割に係る課税標準額等について（通知）」の各法人税額及び当該各法人税額を課税標準として算定すべき各法人税割額と異なることを発見し、法第321条の11第1項の規定に基づき本件各申告に係る各法人税額及び各法人税割額をそれぞれ更正したものであることから、これらの更正が適法に行われているかどうかについて以下検討する。

ア 法人税額

(7) 法人税の更正に係る法人税額等の通知

法第63条第2項は、政府は法人税に係る更正の通知をした場合には遅滞なく当該更正に係る法人税額等を当該法人の事務所等所在地の道府県知事に通知しなければならない旨、同条第4項は、当該通知を受けた道府県知事は遅滞なく当該通知に係る法人税額等を関係市町村長に通知しなければならない旨規定している。

(4) 本件各事業年度に係る各確定法人税額

処分庁が○県税事務所長から受領した令和3年9月16日付け「市町村民税法人税割に係る課税標準額等について（通知）」には、審査請求人の本件各事業年度に係る各法人税額として、次のaからeまでの額が記載されていることが認められる。

- a 平成28年4月期に係るもの
○円
- b 平成29年4月期に係るもの
○円
- c 平成30年4月期に係るもの

○円

d 平成31年4月期に係るもの

○円

e 令和2年4月期に係るもの

○円

前記通知は、法第63条第4項の規定に基づき○県税事務所長から処分庁に対して法人税の各更正処分に係る法人税額等を通知するものであるから、前記 a から e までの額は、審査請求人の本件各事業年度に係る各確定法人税額となる。

イ 法人税割額

(7) 法人税割額の算出方法

法人税割額は、課税標準となる法人税額に税率（本件各事業年度における税率は12.1%（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（同年法律第86号）第3条の規定による改正前の地方税法第314条の4第1項並びに法第314条の4第2項並びに広島市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年広島市条例第9号）第2条の規定による改正前の広島市市税条例第34条の4））を乗じた額から法第321条の8第24項等に規定される控除の額を控除して算出する。

なお、地方税の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとされている（法第20条の4の2第3項）。

(4) 本件各事業年度に係る各法人税割額

前記ア(4) a から e までの各確定法人税額を課税標準として税率を乗じ審査請求人の本件各事業年度に係る各法人税割額を算出すると、次の a から e までのとおりとなる。

なお、審査請求人の本件各事業年度に係る各法人税割額は、その算出に当たって、法人税割額からの控除について規定している法第321条の8第24項等の規定に基づく控除はいずれもない。

a 平成28年4月期に係るもの

○円（○円×12.1%≒○円（100円未満の端数金額切捨て））

b 平成29年4月期に係るもの

○円（○円×12.1%≒○円（100円未満の端数金額切捨て））

c 平成30年4月期に係るもの

○円（○円×12.1%≒○円（100円未満の端数金額切捨て））

d 平成31年4月期に係るもの

○円（○円×12.1%≒○円（100円未満の端数金額切捨て））

e 令和2年4月期に係るもの

○円 (○円×12.1%÷○円 (100円未満の端数金額切捨て))

ウ 本件各処分による更正後の本件各申告に係る各法人税額及び各法人税割額

本件各処分による更正後の本件各申告に係る各法人税額及び各法人税割額 (平成28年4月期に係る法人税額は○円、法人税割額は○円、平成29年4月期に係る法人税額は○円、法人税割額は○円、平成30年4月期に係る法人税額は○円、法人税割額は○円、平成31年4月期に係る法人税額は○円、法人税割額は○円、令和2年4月期に係る法人税額は○円、法人税割額は○円。)は、前記ア(イ) a から e までの各確定法人税額及び当該各確定法人税額を課税標準として算出した前記イ(イ) a から e までの各法人税割額といずれも同額であることが認められる。

エ まとめ

よって、本件各処分による更正は、処分庁において、本件各申告に係る各法人税額及び当該各法人税額を課税標準として算定した各法人税割額が、各確定法人税額及び当該各確定法人税額を課税標準として算定すべき各法人税割額と異なることを発見したことから、法第321条の11第1項の規定に基づき本件各申告に係る各法人税額を当該各確定法人税額に、各法人税割額を当該各確定法人税額を課税標準として算定した各法人税割額にそれぞれ更正したものであり、適法に行われている。

(3) 更正処分の期間制限について

ア 更正処分の期間制限について、法第17条の5第1項は、更正は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない旨規定している。

そして、更正処分の期間制限の特例として、法第17条の6第3項及び同項第1号は、①更正が法人税に係る更正があった場合において行われる市民税の法人税割に係るものであり、②当該法人税に係る更正が国税通則法 (昭和37年法律第66号) 第70条第2項に規定する更正で同条第1項第1号に定める期限から5年を経過した日以後において行われるものに当たらず、③当該法人税に係る更正の通知が発せられた日の翌日から起算して2年を経過する日が法第17条の5の規定により更正をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該通知が発せられた日の翌日から起算して2年間においても更正をすることができる旨規定している。

イ 本件各処分は、いずれも令和3年10月29日に行われているところ、本件各申告に係る各法人市民税の法定納期限は、平成28年4月期に係るものは同年6月30日、平成29年4月期に係るものは同年6月30日、平成30年4月期に係るものは同年7月2日、平成31年4月期に係るものは令和元年7月1日、令和2年4月期に係るものは同年8月25日であり、本件各処分のうち本件処分1

(平成28年4月期に係るもの)は、法第17条の5第1項が規定する法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後に更正を行っていることが認められる。

そこで、本件処分1が前記アの更正処分の期間制限の特例により更正をすることができるものかどうかについて検討する。

ウ 本件処分1は、①法人税に係る更正があった場合において行われる法人市民税の法人税割に係る更正であり(前記(2)エ)、②当該法人税に係る更正が国税通則法第70条第2項に規定する更正で同条第1項第1号に定める期限から5年を経過した日以後において行われたものに当たらず、③当該法人税に係る更正の通知が発せられた日(令和3年6月25日)の翌日から起算して2年を経過する日(令和5年6月25日)が法第17条の5の規定により更正をすることができる期間の満了する日(令和3年6月30日(法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日の前日))後に到来するから、前記アの更正処分の期間制限の特例により、当該通知が発せられた日(同年6月25日)の翌日から起算して2年間に於いて(同年10月29日)も更正をすることができるものである。

エ 以上のとおり、本件各処分は、いずれも法第17条の5第1項又は第17条の6第3項及び同項第1号が規定する更正処分をすることができる期間内に行われている。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、○税務署長が行った法人税の各更正処分の一部には理由がないから取り消されるべきであるとして令和3年9月24日付けで○国税不服審判所長に対し審査請求書を提出しているから、一部を取り消されるべき法人税の各更正処分における法人税額を基準として計算された法人市民税の額に更正する本件各処分は一部を取り消されるべきである旨主張する。

この主張は、○税務署長が行った法人税の各更正処分に係る各法人税額は過大であるから、当該各法人税額を課税標準として過大な各法人税割額に更正する本件各処分は違法である旨主張しているものと解される。

イ 審査請求人の主張に対する判断

(ア) 法第321条の11第1項が規定する法人市民税の申告に係る法人税額の更正等については、総務省により地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として平成22年4月1日付け総税市第16号「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」が示されており、市長は、法人税額又はこれを課税標準として法人税割額の申告があった場合において、当該申告に係る法人税額が確定法人税額と異なる場合においては、当該申告に係る法人税額を更正することができるが、確定法人税額そのものを独自に計算し、増額又は減額して更正することはできないものとさ

れている（第2章第4節第8の46）。

(イ) また、裁判例においても、法人の都民税の更正に係るものではあるものの、法の規定によれば、都知事は申告に係る法人税額が確定法人税額と異なるときは当該申告に係る法人税額を更正することができるかとされているから、申告に係る法人税額の更正が確定法人税額に基づいてなされている以上、納税義務者は法人税の更正に係る法人税額の過大を主張して都知事が行った法人の都民税の更正を争うことはできない旨判示されている（東京地裁昭和51年4月19日判決（裁判所WEB））。

(ウ) 本件について見ると、法第321条の11第1項は市長は法人市民税の申告に係る法人税額が確定法人税額と異なるときは当該申告に係る法人税額を更正することができる旨規定しており、本件各申告に係る各法人税額の更正が○税務署長が行った法人税の各更正処分に係る各法人税額（各確定法人税額）に基づいてなされていることは前記(2)エで述べたとおりであるから、当該各法人税額の過大を主張して本件各処分が違法であるかどうかを争うことはできない。

よって、審査請求人の主張は理由がない。

(5) まとめ

以上の次第であり、本件各処分は法等の規定に基づき適法に行われたものであるから、本件各処分を違法又は不当なものとすることはできない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和4年 7月 7日 審査庁から諮問書を受領

令和4年 7月25日 第1回合議体会議 調査審議

令和4年 8月22日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件各処分による本件各申告に係る各法人税額及び各法人税割額の更正について

本件各処分については、本件各申告に係る各法人税額及び当該各法人税額を課税標準として算定した各法人税割額が、○県税事務所長から受領した令和3年9月16日付け「市町村民税法人税割に係る課税標準額等について（通知）」の各法人税額及び当該各法人税額を課税標準として算定すべき各法人税割額と異なることを発見し、法第321条の11第1項の規定に基づき本件各申告に係る各法人税額及び各法人税割額をそれぞれ更正したものであり、審理員意見書のとおり適正に行われていることが認められる。

なお、本件各処分のうち本件処分1（平成28年4月期に係るもの）は、法第17

条の5第1項が更正処分の期間制限として規定する法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後に更正を行っているが、法第17条の6第3項及び同項第1号が規定する更正処分の期間制限の特例により更正をすることができることは審理員意見書のとおりであり、本件各処分は、いずれも法が規定する更正処分をすることができる期間内に行われていることが認められる。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、○税務署長が行った法人税の各更正処分の一部には理由がないから取り消されるべきであるとして○国税不服審判所長に対し審査請求書を提出しており、一部を取り消されるべき法人税の各更正処分における法人税額を基準として計算された法人市民税の額に更正する本件各処分は一部を取り消されるべきである旨主張している。

この主張は、法人税の各更正処分に係る各法人税額は過大であるとして、当該各法人税額に基づいた本件各処分は違法である旨主張しているものと解される。

- (2) しかしながら、法第321条の11第1項は申告に係る法人税額が確定法人税額と異なるときは市長はこれを更正する旨規定しており、確定法人税額自体は国において更正するものである以上、市長は確定法人税額に基づいて更正するしかないものと解される。

この点、法人市民税の申告に係る法人税額の更正等については、総務省により平成22年4月1日付け総税市第16号「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」が示されており、市長は、法人税額又はこれを課税標準として法人税割額の申告があった場合において、当該申告に係る法人税額が確定法人税額と異なる場合においては、当該申告に係る法人税額を更正することができるが、確定法人税額そのものを独自に計算し、増額又は減額して更正することはできないものとされている。

なお、裁判例においても、法人の都民税の更正に係るものではあるものの、申告に係る法人税額が確定法人税額と異なるときは、都知事はこれを更正することができることとされているから、申告に係る法人税額の更正が確定法人税額に基づいてなされている以上、納税義務者は、法人税額の過大を主張して、都知事が行った法人の都民税の更正を争うことはできないとされている（前掲東京地裁昭和51年4月19日判決）。

- (3) よって、○税務署長が行った法人税の各更正処分に係る各法人税額（各確定法人税額）の過大を主張して本件各処分の違法性を争うことはできない。

3 結論

以上の次第であるから、本件各処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 福永 実、 委員 木村 文子